裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律施行規則の一部を改正する省令

裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律施行規則（平成十八年法務省令第五十二号）の一部を次のように改正する。

別紙様式第七号中第十面及び第十一面を次のように改める。

（第１０面）

ウ　認証紛争解決手続の類型別の手続実施者を選任した人数（当期の既済事件）　（単位：人）

類型	手続実施者の別									
										計
計										

注１．「類型」には，認証紛争解決手続を実施した紛争の種類をそれぞれ記載すること。
２．手続実施者の職業ごとに整理した上，各類型ごとの件数を記載すること。
３．複数の手続実施者を選任した場合は，その職業ごとに記載すること。

エ　認証紛争解決手続（不応諾を除く。）の所要期間等（当期の既済事件）

(ｱ) 面談型（ウェブ会議等を使用した場合を含む。）
注１．「ウェブ会議等」は，ウェブ会議又はテレビ会議をいう。
注２．紛争解決手続としてチャットを使用した場合は(イ)に記載すること。

（単位：件）

所要期間	件数
２週間未満	
２週間以上－１月未満	
１月以上－２月未満	
２月以上－３月未満	
３月以上－６月未満	
６月以上－１年未満	
１年以上－２年未満	
２年以上	
計	

（単位：件）

所要回数	件数
０回	
１回	
２回	
３回	
４回	
５回	
６－10回	
11回以上	
計	

（単位：件）

	件数	面談以外の手続実施方法			
		電話	電子メール	文書の送付	その他
面談（対面のみ）					
面談（対面・ウェブ会議等併用）					
面談（ウェブ会議等のみ）					
面談以外の方法のみ					
計					